

## 環境の保全に関する協定について

京葉臨海地域（千葉市～富津市）では、企業の事業活動に伴って発生する公害を防止し、地域住民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として、法令よりも厳しい排出基準を設定するなど、きめ細かな指導を行うため、昭和43年11月以降、当該地域に立地する企業との間で「環境の保全に関する協定」を締結している。

当該協定は、理念や基本的事項を定めた「基本協定」と、大気汚染や水質汚濁の防止等に係る排出基準等を定めた「細目協定」で構成され、平成26年10月22日現在の協定締結数は、50社59工場となっている。

現行の「細目協定」は、適用期間が平成22年4月1日から平成27年3月31日までとなっていることから、必要な見直しを行い、本年度内に締結を予定している。

### 1 協定締結の経緯

京葉臨海地域には、昭和20年代以降、川崎製鉄(株)（現JFEスチール(株)）、東京電力(株)千葉火力発電所等が進出するとともに、浦安市から富津市までの地域で埋立が進められ、特に、千葉市から富津市に至る地域は、鉄鋼、電力、石油精製、石油化学等の企業による国内屈指のコンビナートが形成された。

環境面においては、昭和30年代から千葉市、市原市等で工業用水としての地下水の汲上げによる井戸水枯渇の苦情が発生し、昭和40年頃には地盤沈下が深刻化するとともに、市原市で「ナシ等の植物被害」が、昭和44、45年には「水稻等の植物被害」が発生した。

さらに、昭和45年6月に我が国で初めての光化学スモッグによる被害が木更津市を中心とする東京湾岸地域（市川市～館山市）で発生するなどした。

一方、東京湾については、富栄養化が進み、昭和53年には赤潮の発生で魚介類が大量にへい死した。

こうした状況の下、昭和43年に東京電力(株)と県が「公害の防止に関する協定」（公害防止協定）を締結したのを皮切りに、県と主要企業が順次協定を締結するとともに、昭和46年から地元市を加えた三者協定として運用することで、公害を防止し地域住民の健康の保護と生活環境の保全を図ってきた。

その後、昭和49年には協定を全面的に見直し、基本協定と細目協定で構成される現行とほぼ同様の枠組に移行した。なお、細目協定については、昭和55年以降、5年ごとに改定を行っている。

近年は、平成22年に環境問題の動向を踏まえ、協定の内容を全面的に見直し、地球環境の保全を目的に追加するとともに、企業における環境管理の徹底や環境保全に係る住民周知を盛り込み、協定の名称を「環境の保全に関する協定」（環境保全協定）として

新たに締結した。

これまで長年にわたり運用してきた協定は、法令よりも厳しい基準等を盛り込み、大気汚染や水質汚濁などの産業公害の防止に大きな成果を挙げ、地域住民の健康の保護と生活環境の保全に寄与してきた。

## 2 環境保全協定の概要

平成22年2月17日に締結した現行の環境保全協定は、環境保全の理念や基本的事項を定めた基本協定と、基本協定に基づき大気汚染や水質汚濁の防止等に係る排出基準等を定めた細目協定で構成されている。

現協定は、平成22年4月1日から適用されており、基本協定については期限を定めていないが、細目協定については平成27年3月31日を期限としている。

### (1) 基本協定

基本協定は、協定の理念や目的のほか、次の事項について規定している。

#### ア 環境保全対策

公害の未然防止、廃棄物の処理、化学物質による環境リスクの低減、地球環境の保全に関する事項を定めている。

#### イ 環境管理の徹底

環境管理体制の整備、公害防止施設等の改善に関する事項を定めている。

#### ウ 細目協定、年間計画書、生産施設の事前協議

細目協定の締結、年間計画書の提出、生産施設の新增設等に係る事前協議に関する事項を定めている。

#### エ 公害発生時等の措置

公害発生時、緊急時、事故時の措置等に関する事項を定めている。

#### オ 立入調査等、違反時の措置及び損害賠償

報告徴収、立入検査、基本協定及び細目協定に違反した場合の措置、公害発生時の被害補償に関する事項を定めている。

#### カ 関連企業等

工場の構内又は隣接敷地内に所在する関連企業に係る基本協定及び細目協定の適用、下請企業に対する指導・監督等について定めている。

#### キ 環境保全活動の推進及び住民への周知

環境保全活動の推進及びその結果等についての住民への周知について定めている。

## (2) 細目協定

細目協定は、次の事項について、具体的な排出基準や測定・報告等を規定している。

### ア 大気汚染の防止

硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじんに係る工場排出総量基準や、窒素酸化物、ばいじんに係る施設からの排出濃度基準等を定めている。

また、粉じん、有害物質（カドミウム等）、指定物質（ベンゼン等）、ダイオキシン類、揮発性有機化合物に係る対策や、ばい煙等の測定・報告等について定めている。

### イ 水質汚濁の防止

排水量に係る目標基準、生活環境項目（化学的酸素要求量、窒素、りん等）に係る排出濃度基準・負荷量基準、有害物質（トリクロロエチレン等）の排出濃度基準等を定めている。

また、水質・底質の測定・報告、海域調査の実施等について定めている。

### ウ 地質汚染の防止

工場敷地内の地質の定期的な調査・報告や、土地の形質変更時の調査等について定めている。

### エ 騒音の防止

屋外騒音発生施設からの騒音レベルについて基準を定めている。

### オ 地盤沈下の防止

地下水採取を行う場合に採取量を制限するほか、水量測定器の設置と採取量の測定・報告について定めている。

### カ 悪臭の防止

工場内の施設から発生する悪臭について、工場敷地境界線上及び煙突等の気体排出施設に係る基準を定めている。

## 3 環境保全協定が果たすべき当面の役割

法令よりも厳しい基準等を盛り込んだ環境保全協定は、これまで大気汚染や水質汚濁などの産業公害の防止に大きな成果を挙げてきた。

今後も、基本的には現行の規定を維持しつつ、近年における微小粒子状物質（PM2.5）等の新たな課題への対応等を盛り込み、引き続き地域住民の健康を保護し、生活環境の保全を図ることが必要である。